● DIC 641

募集のご案内

令和６年11月

世田谷区営・区立住宅

～高齢者単身向け～

ポイントと抽選の組合わせによる

あき室入居登録者の募集

申込者の住宅状況を書類審査して住宅困窮度の高い人を選び、抽選と資格審査で住宅使用予定者を決めて登録していくものです。

募集人数：12人（12戸）

申込書配布期間	令和6年11月1日（金）～12日（火）
申込書受付期間	令和6年11月1日（金）～15日（金）
申込方法	❶申込みは**郵送のみ**で、令和６年11月15日（金）当日消印有効です。 ❷申請書の１ヶ所に85円切手を貼ってください（切手の貼られていないもの、不足しているものは審査結果等の通知をしません。） ❸定められた封筒に申込用紙を入れ、110円切手を貼り、必ず郵送してください。
ご注意	❶申込みは、１世帯につき１通です。重複申込みをしたときは、全部の申込みを無効とします。 ❷申込後の変更・訂正は認められませんので、申請書の記入には十分注意をしてください。

《お問い合わせ先》

（指定管理者）㈱東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター

〒158-0097 世田谷区用賀4－13－3 ハイマートピア用賀2階　電話 03(6805)6523

11月1日(金)～15日(金)　午前8時30分～午後6時(土・日を除く)

区営・区立住宅募集の申請書の受付事務等は、㈱東急コミュニティー世田谷区営住宅等窓口センターが取り扱います。

アタリ

あっせんする住宅

住宅の指定はできません。住宅使用予定者の登録順位の高い方からあっせんをします。

1　区営住宅

	マップ番号	地域	住宅名 所在地	部屋番号	建物構造 住戸の階数	建設年度	間取り 面積（㎡）	エレベーター	予定使用料	共益費
1	③	烏山	シティコート世田谷給田 給田5−8−5	E棟 108	鉄筋コンクリート造 1～8階	平成 10年	1DK 35.5㎡	有	20,700円～40,700円	6,000円
2	③	烏山	シティコート世田谷給田 給田5−8−5	E棟 207	鉄筋コンクリート造 1～8階	平成 10年	1DK 35.5㎡	有	20,700円～40,700円	6,000円
3	⑤	砧	リラ祖師谷 祖師谷5−2−16	205	鉄筋コンクリート造 1～3階	平成 10年	1DK 30.2㎡	有	17,700円～34,800円	6,000円
4	⑥	烏山	フローレル北烏山 北烏山8−4−12	411	鉄筋コンクリート造 1～4階	平成 11年	1DK 33.0㎡	有	19,000円～37,400円	6,000円
5	⑦	世田谷	パークサイド野沢 野沢3−3−12	302	鉄筋コンクリート造 1～5階	平成 11年	1DK 34.2㎡	有	21,000円～41,300円	6,000円
6	⑧	世田谷	アザレア経堂 経堂1−6−16	603	鉄筋コンクリート造 1～6階	平成 11年	1DK 32.3㎡	有	19,900円～39,100円	6,000円
7	⑨	烏山	アーク上北沢 上北沢1−25−14	303	鉄筋コンクリート造 1～4階	平成 12年	1DK 33.9㎡	有	20,400円～40,100円	6,000円
8	⑫	烏山	八幡山慶明館 八幡山3−18−19	310	鉄筋コンクリート造 1～3階	平成 13年	1DK 33.4㎡	有	20,000円～39,300円	6,000円
9	⑫	烏山	八幡山慶明館 八幡山3−18−19	311	鉄筋コンクリート造 1～3階	平成 13年	1DK 33.4㎡	有	20,000円～39,300円	6,000円
10	⑮	砧	ホープ大蔵 大蔵1−3−28	204	鉄筋コンクリート造 1～3階	平成 15年	1DK 33.6㎡	有	19,200円～37,800円	6,000円
11	⑰	世田谷	上馬四丁目アパート 上馬4−37−1	1号棟 303	鉄筋コンクリート造 1～6階	平成 2年	1DK 31.9㎡	有	19,000円～37,300円	500円
12	⑱	世田谷	桜丘五丁目第二アパート 桜丘5−45−2	2号棟 403	鉄筋コンクリート造 1～4階	平成 4年	1DK 34.3㎡	有	20,300円～39,900円	500円

《高齢者住宅マップ》

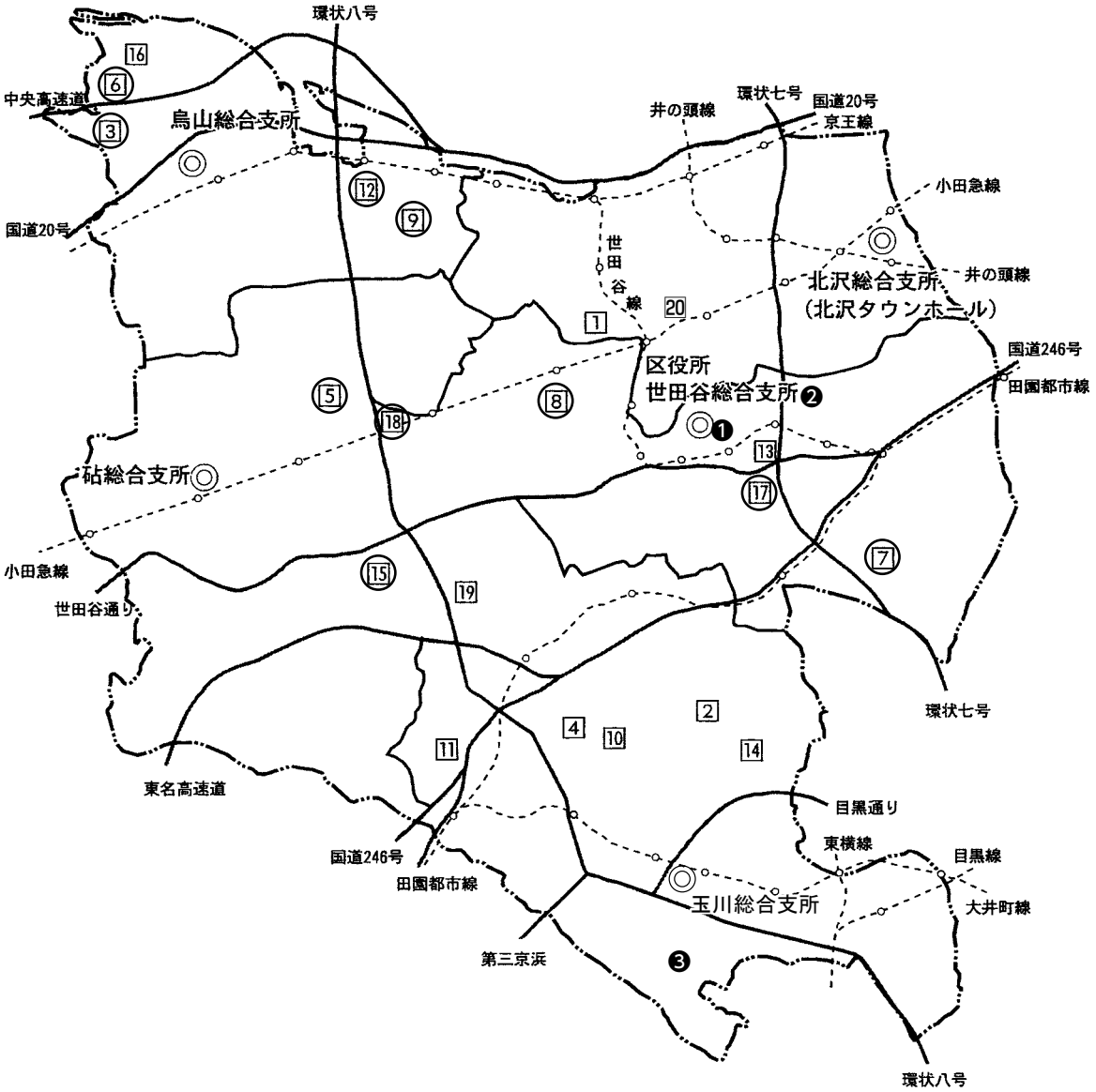

※今回あっせんする住宅は２ページにマップ番号の記載がある住宅です。
※隣家との位置関係などにより、一部日当たりのよくない住宅があります。
※道路に面した住宅では、騒音等の影響が予想されます。

《高齢者借上げ集合住宅について》❶～❸

◇共益費はいただきませんが、廊下や敷地内の清掃は入居者に行っていただきます。
◇前年中の収入が、3,614,000 円以下の方については下記別表の金額に減額します。

《別表》

入居者の前年の収入額	減額後の住宅使用料	入居者の前年の収入額	減額後の住宅使用料
0 ～ 504,000	10,000 円	1,944,001 ～ 2,265,000	37,500 円
504,001 ～ 852,000	13,500 円	2,265,001 ～ 2,586,000	42,000 円
852,001 ～ 1,200,000	17,000 円	2,586,001 ～ 2,907,000	46,500 円
1,200,001 ～ 1,368,000	21,000 円	2,907,001 ～ 3,228,000	51,000 円
1,368,001 ～ 1,572,000	25,000 円	3,228,001 ～ 3,614,000	55,500 円
1,572,001 ～ 1,758,000	29,000 円	3,614,001 ～ 4,000,000	60,000 円
1,758,001 ～ 1,944,000	33,000 円		

※生活保護受給者は、生活保護法による住宅扶助費が住宅使用料となります。

ポイント併用方式による募集とは

①抽選のみの募集ではありません。
②住宅状況申告書に記載された、現在住んでいる住宅の設備、環境等により住宅困窮度を判定し、一定以上の判定を得た申請者を選びます。（一次審査通過者）。
　※非通過者は「低順位（選外）」のお知らせをします。抽選の選外通知と同じです。
③一次審査通過者の中で抽選を行います。募集人数と同数人数を資格審査対象者に選びます。
　※抽選で資格審査対象者に選ばれなかった方は「選外」のお知らせをします。
④二次審査対象者については、住宅の申込資格の審査を行います。
⑤住宅の申込資格の審査を通った方を、住宅使用予定者に登録します。
　※不合格の方は、その旨、お知らせします。
⑥登録順位の高い方から住宅を紹介し、入居を決めます。
　※住宅の指定はできません。
　登録の有効期間は、令和７年５月31日までです。ご承知おきください。

申込みについて

⑴から⑶の順にしたがって、それぞれの内容をよくお読みください。

⑴　下記の申込資格を確認してください。
⑵　世帯の所得が基準内であるか計算してください。（7～12ページ参照）
⑶　申請書を作成してください。
　①書き方の見本は14～15ページにあります。
　②住宅状況申告書は記入漏れのないように注意してください。
　③この募集では住宅の指定はできません。

申込資格

申込みができる方は、つぎの１～５の全てにあてはまることが必要です。

１．現に住宅に困っていること

⑴土地や建物の所有者は、原則として申込むことができません。ただし、つぎのいずれかに該当する場合に限り、申込むことができます。
　㋐ 住宅が著しく老朽化していて、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区営住宅に入居後２ヶ月以内に取り壊しを証明する登記簿謄本を提出できる場合。
　　⇒二次審査の時に取り壊しの契約書等の提出が必要です。
　㋑ 正当な事由による立ち退き要求などにより自家所有者でなくなる場合。
　　⇒二次審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本等が必要です。
⑵都営住宅・世田谷区営住宅・世田谷区立住宅・せたがやの家高齢者単身者向け住宅の入居者は申込むことができません。

２．申込者は65歳以上の単身者であること

　申込者は、65歳以上（昭和34年11月13日以前生まれ）の現にひとり暮らしであること（申込時に同居している親族がいない）。身体上又は精神上に著しい障害があるために常時介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格になります。
　※夫婦が別居する申込みはできません。（入居資格審査時に戸籍全部事項証明書を提出していただきます。）
　※親族と同居している方は、つぎのいずれかに該当する場合に限り申込めます。

㋐居住している住宅が狭い

一緒に住んでいる人数	住宅専有面積（壁心）	一緒に住んでいる人数	住宅専有面積（壁心）
2 人	29㎡未満	5 人	56㎡未満
3 人	39㎡未満	6 人	66㎡未満
4 人	50㎡未満	7 人	76㎡未満

㋑離婚予定の方（資格審査時に離婚の成立が確認できる場合。ただし、現在の同居親族が配偶者だけの場合に限ります）

㋒同居親族の結婚転出、遠隔地（おおむね 2 時間以上）への転勤又は就職により単身となる場合で、資格審査時にそのことが確認できること。

3．申込者は世田谷区内に引き続き 3 年以上居住していること

申込者は令和 3 年 11 月 13 日以前から申込みの日まで世田谷区内に引き続き居住し、そのことが住民票又は外国人登録原票記載事項証明書で確認できること。

※外国人については、在留資格が確認できること。

4．申込者の世帯の所得が基準内であること

所得金額が **0 円～ 2,568,000 円**の基準内であること。

※①申込者に所得税法上の扶養家族がいる場合は、該当者 1 人につき 38 万円ずつ加算してください。

②区立高齢者借上げ集合住宅については、収入額が 4,000,000 円以下であること。

5．申込者が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

住宅の斡旋について

住宅使用者登録の順位の高い方から住宅の斡旋をしますので、**住宅の指定はできません。**

引越をした場合

申込み以降に引っ越しをした場合は、無効（失格）になります。

住宅使用予定者について

1．斡旋された住宅を辞退したら

①特別な事情があると認められる場合を除き、再度の斡旋はしない場合があります。

②住宅使用予定者の登録がなくなります。

2．つぎの場合は、住宅使用予定者の登録が取り消されます

①斡旋された住宅への入居を辞退した場合。ただし、事情があると認められる場合を除く。

②親族等と同居した場合

③住宅の所有者になった場合

④引っ越しをした場合

⑤病気・ケガ等で入院し、退院の見込みがない場合

⑥死亡した場合

⑦登録の辞退を届けた場合

入居にあたっての注意事項

1．住宅使用料と共益費

使用料のほかに共益費の負担があります。

2．保証金

保証金として使用料の２ヶ月相当額を入居前に納付していただきます。

3．連帯保証人

入居にあたり資格審査時までに連帯保証人を選任すること、または世田谷区と協定を結んだ保証会社と契約をすることが必要となります。

(1) 連帯保証人の資格、必要書類

※資格

①日本国内に住所を有する成年者

②毎月継続した収入があり、年間所得金額 1,248,001 円（給与所得者の場合は、支払金額が 2,044,000 円）以上の方

※必要書類

①印鑑登録証明書

②所得を証明する書類

(2) 保証会社による債務保証（機関保証の利用について）

入居者の費用負担で保証会社による債務保証（機関保証）を受けることによって連帯保証人の確保に代えることができます。詳しくは、世田谷区営住宅等窓口センターにお問い合わせください。

4．使用権の承継

シルバーピア住宅（高齢者集合住宅）の使用権の承継は、できません。

5．婚姻による住宅の明け渡し

単身者世帯向け住宅の使用者が結婚する場合、住宅を明け渡していただきます。この場合、他の区営・区立住宅を世田谷区があっせんします。

6．滞納による明け渡し

使用料または共益費を 3 ヶ月以上滞納した場合、その他、区営住宅の管理上支障があると認められる場合は、住宅を明け渡していただきます。

7．ペット飼育禁止

犬、ネコなど、動物の飼育はできません。鳴き声、においなどほかの入居者の迷惑になります。

8．共用部は禁煙

エントランス、階段、廊下、集会室（談話室）、敷地内通路等の共用部での喫煙はできません。
また、専用使用部分であっても各住戸のベランダ（バルコニー）での喫煙はできません。

9．損害保険への加入

住宅にかける損害保険等は、入居者ご自身で契約していただきます。

10．入居に際して

共同生活をする上で、他の居住者などに迷惑をかけないよう、ルールやマナーをお守りください。

11．自主管理

建物の清掃、中低木の植栽管理は入居者にも協力いただきます。

12．自治会費

住宅ごとに各々の取り決めや会費の徴収がある場合があります。

13．入居後の使用料

区営住宅入居後、毎年、収入を証明する書類等を提出していただきます。（収入報告に基づき収入超過者あるいは高額所得者と認定された場合は、近隣の民間賃貸住宅の家賃なみに金額が引き上げられることがあります。）

所得の見方

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば会社員、店員、日雇い労働者、パート、事業専従者などの所得をいいます。
給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので、注意してください。

８～９ページをご覧ください。

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。
これらの所得は、確定申告書でお確かめください

10 ページをご覧ください。

年金所得とは

厚生年金、国民年金などの所得です。
なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

11 ページをご覧ください。

★所得としないもの

① 次の収入は０円とし、所得となりません。
仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。
② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は０円とします。

★特別控除について

所得基準を超過していると思っても、特別控除金額を控除することによって所得基準にあてはまる場合があります。12 ページの表を見て計算してください。

給与所得の方（会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等）

① 現在の勤め先へ就職した日が、令和５年１月２日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
合　計	収入計	賞与計

次の (1) (2) (3) からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

(1) 就職した日が令和５年１月２日～令和５年11月１日までの方
〔令和５年11月から令和６年10月までの合計となります。〕

収入計 ＋ 賞与計 ＝ 推定年収

(2) 就職した日が令和５年11月２日以降の方

就職した翌月から令和６年10月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。それに、その間の賞与を加えます。

収入計 ／ 収入のあった月数 × 12 ＋ 賞与計 ＝ 推定年収

(3) 就職した日が最近で、まだ１か月分の給料が支給されていない方

基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を12倍してください。

固定的給与 × 12 ＝ 推定年収

申請書の年収額欄

年間総収入	円	所得	円

下段で計算した所得金額を記入してください。

※病気等により、１か月以上収入のない月がある場合はその月を除いて推定計算してください。
※２か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

◎年間総収入額を所得金額に換算します。

次の区分により、年間総収入額を所得金額に換算してください。

年間総収入額が、

(1) 0円～1,627,999円の方

(2) 1,628,000円～6,599,999円の方→4,000円単位で端数整理します。

〔例〕年間総収入額が2,386,998円の場合

年間総収入額 2,386,998円 ÷ 4,000円 ＝ 596.7495 小数点以下切捨 ➡ 596 × 4,000円 ＝ 端数整理後の額 2,384,000円

(3) 6,600,000円～9,999,999円の方

② 現在の勤め先へ就職した日が、令和５年１月１日以前の方

《源泉徴収票のでる方》

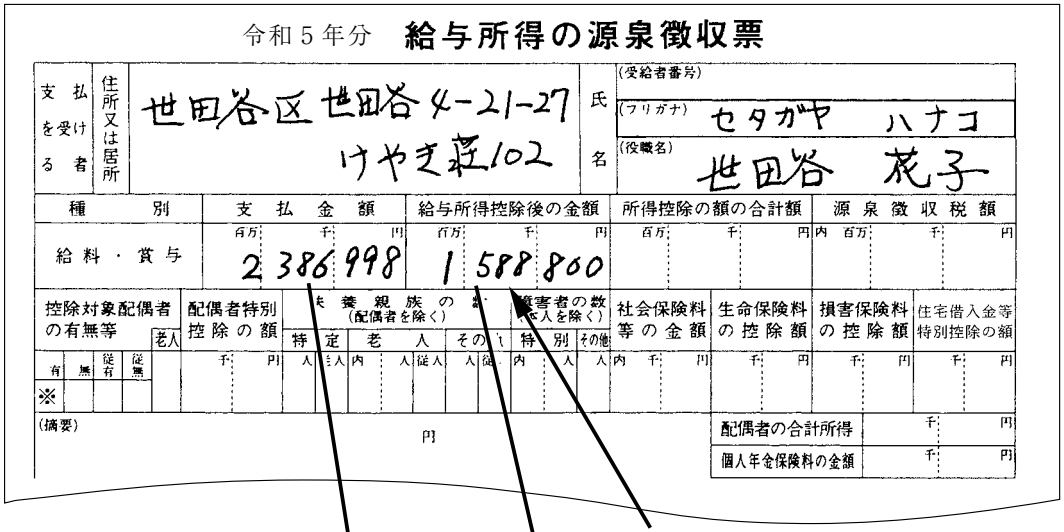

令和５年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	世田谷区世田谷4-21-27 けやき荘102	氏名	(受給者番号) / (フリガナ) セタガヤ ハナコ / (役職名) 世田谷 花子

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	2,386,998	1,588,800		

控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数（配偶者を除く）	障害者の数（本人を除く）	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有 無 従有 従無 老人 ※	千 円	特定 人 従人 老人 内 人 従人 その他 人 従人	特別 内 人 その他 人	内 千 円	千 円	千 円	千 円

(摘要)　円

配偶者の合計所得	千 円
個人年金保険料の金額	千 円

この金額から 100,000 円を差し引いた
金額が区営住宅上の所得金額です。

年間総収入	円	所得	円

申請書の年収額欄

《源泉徴収票のでない方》

令和５年１月から令和５年 12 月までの税込支給額を合計し、申請書の「年間総収入」の欄に記入し、次に下段の計算式で、年間総収入額を所得金額に換算します。

年間総収入額を区営住宅上の所得金額になおす計算式（所得税法上の所得金額と異なります）

年間総収入額	計算式と所得金額
550,999 円まで	所得金額は０円
551,000 円から 1,618,999 円まで	年間総収入額（　　円）－ 650,000 円 ＝ 所得金額（　　円）
1,619,000 円から 1,619,999 円まで	所得金額は 969,000 円
1,620,000 円から 1,621,999 円まで	所得金額は 970,000 円
1,622,000 円から 1,623,999 円まで	所得金額は 972,000 円
1,624,000 円から 1,627,999 円まで	所得金額は 974,000 円
1,628,000 円から 1,803,999 円まで	端数整理後の額（　　円）× 0.6 ＝所得金額（　　円）
1,804,000 円から 3,603,999 円まで	端数整理後の額（　　円）× 0.7 －　180,000 円 ＝ 所得金額（　　円）
3,604,000 円から 6,599,999 円まで	端数整理後の額（　　円）× 0.8 －　540,000 円 ＝ 所得金額（　　円）
6,600,000 円から 9,999,999 円まで	年間総収入額　（　　円）× 0.9 － 1,200,000 円 ＝ 所得金額（　　円）

申請書の年収額欄

年間総収入	円	所得	円

前ページ上段で
計算した年間総収入額

計算結果を申請書の所得
金額欄に記入します。

事業等所得の方（自営業・外交員等）

① 現在の仕事を始めた日が、令和５年１月１日以前の方

(1)　確定申告をしている方

令和 5 年分の所得税の確定申告書B

〈第一表〉

所得金額	事業	営業等	①	1488800
		農業	②	
	不動産		③	
	利子		④	
	配当		⑤	
	給与		⑥	
	雑		⑦	
	総合譲渡・一時 ㋕＋{(㋖＋㋗)×½}		⑧	
	合計		⑨	1488800

●この金額から⑧を差し引いた金額が所得金額となります。

申請書の年収額欄

年間総収入	円	所得	円

〈第二表〉

○　事業専従者に関する事項

		続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額
氏名	世田谷 一郎	子	12月	円 800,000
生年月日	明・大 ㊨ 53・7・10			
氏名				
生年月日	明・大 昭　・　・			
氏名				
生年月日	明・大 昭　・　・			
			⑬ 専従者給与(控除)額の合計額	800,000

※ 妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得はそれぞれの専従者給与額を８～９ページの下段の計算式で所得に換算して、申請書の所得金額欄に記入してください。

(2)　確定申告をしていない方　令和５年１月から令和５年12月までの所得金額の合計となります。

② 現在の仕事を始めた日が、令和５年１月２日以降の方

○　次の（1）（2）からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

現在の仕事を始めた時からの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年　月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合　計			

(1) 現在の仕事を始めた日が令和５年１月２日から令和５年11月１日までの方

〔令和５年11月から令和６年10月までの合計となります。〕

推定所得金額

(2) 現在の仕事を始めた日が令和５年11月２日以降の方

〔現在の仕事を始めた翌月から令和６年10月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。〕

所得金額合計 ／ 営業した月数 × 12 ＝ 推定所得金額

※病気等により、１か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

申請書の年収額欄

年間総収入	円	所得	円

年金を受けている方

※年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。
※令和５年１月から令和５年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」になおしてください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

① 令和４年12月以前から年金を受けている方

「令和５年分公的年金等の源泉徴収票」などで確認されることを、おすすめします。

「源泉徴収票」の場合

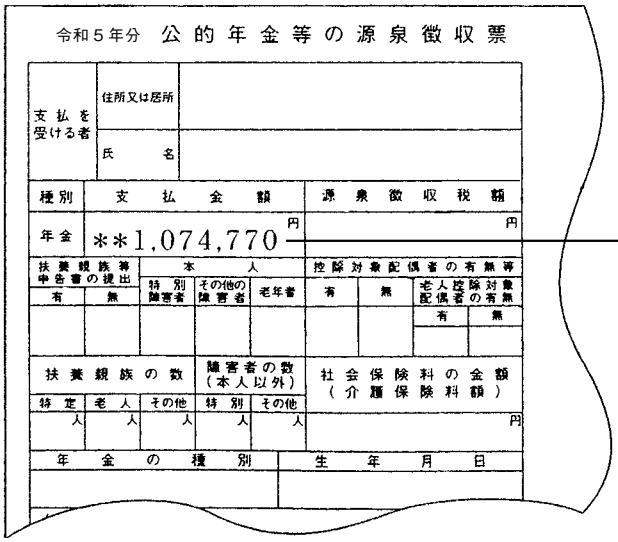

申請書の年収額欄

年間総収入	円	所得	円

下段で計算した所得金額を記入してください。

② 令和５年１月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし下段で所得金額に換算してください。

◎年金収入を区営住宅上の所得金額になおす計算式（所得税法上の所得金額と異なります）

※税制改正により、65歳以上の方の公的年金等控除額が変更になりました。（平成17年１月１日より適用）

下表の計算式で所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金合計金額の範囲	計算式と所得金額
65歳以上（昭和34年11月13日以前生まれ）	1,100,000円まで	所得金額は０円
	1,100,001円～3,299,999円	年金額の合計（　　円）　－ 1,200,000円＝（　　円）　所得金額
	3,300,000円～4,099,999円	年金額の合計（　　円）×0.75 － 375,000円＝（　　円）　所得金額
65歳未満（昭和34年11月14日以降生まれ）	600,000円まで	所得金額は０円
	600,001円～1,299,999円	年金額の合計（　　円）　－ 700,000円＝（　　円）　所得金額
	1,300,000円～4,099,999円	年金額の合計（　　円）×0.75 － 375,000円＝（　　円）　所得金額

注）年金のほかに収入のある方はそれぞれ所得を計算し、２段書にしてください。

例

年間総収入	給与○○○円	所得	○○○円
	年金○○○円		○○○円

申請書の年収額欄

年間総収入	円	所得	円

計算結果を申請書のこの欄に記入します。

特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者、遠隔地扶養者が対象です。）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
㋐老人扶養控除等	1人につき10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	
㋑特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません）で16歳以上23歳未満の人	㋓の特別障害者控除を受ける人は、㋒の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㋒障害者控除	1人につき27万円	1　愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3　身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4　戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5　65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	
㋓特別障害者控除	1人につき40万円	1　愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3　身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4　戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5　精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 6　原子爆弾被爆者の人で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7　常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8　65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から差し引くもの

ただし、その人の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人
㋔寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子のいない方もあてはまります。」）
㋕ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方

※表中の16歳以上23歳未満の人とは平成13年11月3日～平成20年11月13日生まれの人
※表中の65歳以上の人とは昭和34年11月13日以前生まれの人
※表中の70歳以上の人とは昭和29年11月13日以前生まれの人
※㋔と㋕の併用はできません。
※「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
※「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

シルバーピア（高齢者集合住宅）とは

シルバーピアとは、高齢者の方が住み慣れた地域の中で、安心して生活できるように設計された高齢者集合住宅です。

① この住宅には、手すりや緊急通報システム装置などの高齢者に配慮した設備を設けるとともに、談話室などの入居者の利便施設も併設されています。

② 世田谷区が委託した社会福祉法人等の職員が生活協力員として入居者の安否の確認や緊急時の対応、日常生活の相談、関係機関への連絡、情報提供などを行います。一部の住宅は生活協力員が同じ住棟内に居住しています。ただし、生活協力員は入居者の日常的な介護は行いません。

住宅の設備について

1．給湯設備

ベランダ、廊下等に設置された給湯器から台所、浴室などに給湯できます。

2．ガス設備

①各居室又は台所にガスの配管がされていない住宅があります。

②この場合、台所はガスコンロ・ガス炊飯器等の使用はできません。
電気コンロ（クッキングヒーター）・電気炊飯器を使用してください。

3．部屋の暖房と設備について

①部屋の暖房は、居室等にガス配管があっても、火災予防のため、ガスストーブは使えません。石油ストーブも同じように火災予防のために使用禁止です。

②エアコン、電気コタツなど電気を使用する暖房器具を使用してください。

4．駐車場について

①駐車場がない住宅があります。駐車場があっても、全戸分の台数は確保されていません。また、あきのない住宅もあります。
自動車の所有者は団地外に駐車場を確保していただきます。

②直営住宅は、世田谷区との２年毎の契約更新がある契約になります。借上げ住宅はオーナーとの直接契約となります。

5．フロの設備について

全戸フロの設備はあります。「すのこ」その他用品は入居者が用意してください。

6．部屋の照明設備について

玄関・フロ等、一部箇所には照明器具が備わっていますが、それ以外は入居者に用意していただきます。入居後の電球の取替えは、すべて入居者の負担です。

申請書の書き方（太線内を書いてください。申請書の裏面も記入してください。）

注 意 消せるボールペンでの記入は、不可。

《記入例》 ※これは記入例ですので、あなたの住宅の事情にあわせて記入してください。

区営住宅区立住宅使用申請書

令和6年11月 ポイント併用方式公募

（あき室入居者登録・高齢者単身向け住宅）

受付番号			

この欄は記入しない

令和 6 年 11 月 日

世田谷区長 あて

私は、区営住宅・区立住宅を使用したいので、申請します。

なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は申請者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

また、承認の上は、申請者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

※太線内を必ず記入のこと。
※消せるボールペンでの記入は不可。

申請者	郵便番号	〒 154-0017	区内居住年数	15 年以上	携帯(自宅)電話 03（5432）1111
	現住所	世田谷区 世田谷4-21-27-102 （ 方）			
	フリガナ	セ タ ガヤ ハナ コ	生年月日	大 (昭) 23 年 4 月 9 日（満 76 歳）	
	氏名	世田谷 花子			
	職業	該当するものに○をつける 正社員 ・ パート ・ (無職) ・ 自営業 ・ 生活保護受給者 その他（ ）			

※重複申請、収入超過、記入漏れ、記入誤りなどがあると失格になります。
※区内在住3年以上で65歳以上の単身の方が申込できます。

②外側にして折ってください（切りはなさないこと）

郵便はがき

85円切手を必ずはってください。

154-0017

住所	東京都世田谷区 世田谷4-21-27-102 様方
氏名	世田谷 花子 様

太線内を書いてください。

〒158－0097 世田谷区用賀4－13－3
ハイマートピア用賀2階
㈱東急コミュニティー
世田谷区営住宅等窓口センター
☎03－6805－6523

③外側にして折ってください（切りはなさないこと）

郵便はがき

切手不要

154-0017

住所	東京都世田谷区 世田谷4-21-27-102 様方
氏名	世田谷 花子 様

太線内を書いてください。

〒158－0097 世田谷区用賀4－13－3
ハイマートピア用賀2階
㈱東急コミュニティー
世田谷区営住宅等窓口センター
☎03－6805－6523

住宅状況申告書 下記質問について、あ
そのほか、記入しても

※記入漏れがないか確認しましょう。また、記入

1.と2.の□に記入してください。（生活保護を

1．下記の□に月額家賃（共益費または管理費
月額家賃（共益費または管理費を含む）
50,000 円

2．下記の□に給与(事業等)と年金のそれぞれ
(収入が無ければ0円と記入してください。
①【給与(事業等)】1年間の総収入額と所得
年間総収入 800,000 円
②【年金】1年間の総収入額と所得額（P11
年間総収入 1,320,000 円

※ 生活保護を受給されている方は、以下へ記入

3．① 下記の□に月額家賃（共益費または管理
月額家賃（共益費または管理費を含む）
50,000 円
② 【給与(事業等)】1年間の総収入額と所得
(収入が無ければ0円と記入してください。
年間総収入 0 円
③ 【年金】1年間の総収入額と所得額（P11
(収入が無ければ0円と記入してください。
年間総収入 300,000 円

立ち退きについて、該当する□に✓をつけてく

4．所有者等から立ち退くように言われている。
□はい（以下の5、6、7も回答）

5．立退きの理由について、該当する□に✓を
□取り壊し □住宅の売却 □公共事

6．立退きの期限について、令和6年11月1
□1年未満 □1年から2年未満
※ 立ち退き期限が決まっていれば日付を記

7．役所または住宅所有者等による証明書（立
□はい □いいえ

＜裏面に

85 円切手の貼っていないもの、不足しているものは審査結果の通知をしません。

注意

あなたが住宅に困っている事情を書いていただく欄です。書き方をよくお読みになった上で、記入してください。
★書きもれ、はっきりしない書き方があるときは、不利な取扱いをうけることがありますのでご注意ください。
★誤った記入があった場合、失格になることがあります。

てはまる項目の□にチェックしてください〔例☑〕
らう項目もあります。

の誤りがあると不利になる場合があります。

受給されている方は、3．へ記入してください。）

含む）を記入してください。

1年間の総収入と所得金額を記入してください。
所得額がわからない方は記載不要です。）
額（P8～P10 参照）を記入してください。

所得	150,000 円

参照）を記入してください。

所得	120,000 円

してください。

費含む）及び住宅扶助費を記入してください。
住宅扶助費

50,000 円

額（P8～P10参照）を記入してください。
所得額がわからない方は記載不要です。）

所得	0 円

参照）を記入してください。
所得額がわからない方は記載不要です。）

所得	0 円

ださい。

☑いいえ（以下の 5、6、7 回答不要）

つけてください。
業　□その他理由を記載（　　）

日を基準日に該当する□に✓をつけてください。
□２年以上　□期限は決まっていない
入してください。　令和　年　月　日

ち退きの通知文）がある。または、取得できる。

続く＞

※「４．所有者等から」の質問に関して、はいの□にレをつけた方は以下の８～11 は回答不要です。
居住している住宅で以下の設備について、該当する□に✓をつけてください。
（親族または友人等と同居の方は、８～10 はすべて有りをつけてください。）

8．台所	☑有り	□無し	□共同使用
9．トイレ	☑有り	□無し	□共同使用
10．浴室	☑有り	□無し	□共同使用
11．2 階以上でエレベーターがない（1 階にお住まいの方は記載不要）	□有り	☑無し	

心身障害者等の以下に該当する□に✓をつけてください。

12．身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれか交付を受けていますか。
□はい　☑いいえ

希望する住宅について、該当する□に✓をつけてください。
※「あっせんされたどの住宅でも入居が可能である」の□に✓した方で、辞退した場合は次回以降申し込みできなくなる場合がございます。

13．募集されている住宅について、該当する□に✓をつけてください。
□あっせんされたどの住宅でも入居が可能である。
☑希望する住宅以外は入居不可である。
□あっせんされた住宅によって入居するかを決める。
（どの住宅でも入居が可能に✓をつけた方は、あっせんする住宅は抽選順位に関係なく最後のほうになります）

14．その他（具体的に記入してください）

※ここは記入しないでください。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
A														
B														

受付番号	

住宅の取り壊しなどにより賃貸人（オーナー）等から立ち退きの通知を受けている方が対象となります。なお、一次審査前に立ち退きの証明書（通知書）を確認しますので、必ず、証明書を受け取ってください。コピーを提出していただきます。
下記に該当する場合は、対象となりません。
●自己都合または周囲のすすめにより家賃の安い住宅等へ転居を検討している場合
●自家所有者の方　●賃貸借契約期間終了による場合　●家賃滞納など申込者に原因がある場合

申込から使用予定者登録まで

申込期間	令和６年11月15日(金)当日消印有効です。
一次審査	住宅使用申請書、住宅状況申告書により申し込み資格、住宅困窮度を審査します。
一次審査結果の通知	申請書の審査結果をお知らせします。

- 失格 → 非該当者（11月21日頃） 入居資格に該当しない方 → 選外
- 低順位 → 非通過者（11月21日頃） 住宅困窮度が他の方より低い → 選外

抽選	募集人数までの資格対象者を選びます。 令和６年11月28日（木）午前10時～ 太子堂区民センター2階　第四会議室 結果は、12月２日（月）頃に発送いたしますので、必ずしも会場に来る必要はございません。

- 二次審査対象 → 選外

二次審査（入居資格審査）	住民票等により申込資格の審査をします。（面接をします。）

- 登録 → 選外　所得等資格を満たさない。住宅困窮度判定に異動が生じた。

住宅使用予定者の各種登録	名簿登録された方のうち、登録順位の高い方から住宅のあっせんを受けられます。

住宅のあっせんから入居まで

住宅の紹介	順位の高い方から住宅を紹介していきます。
住宅の下見	部屋等を見ていただきます。
住宅の決定	入居する住宅を決定します。
入居説明会 入居手続き	入居に必要な書類の作成をします。 部屋の鍵をお渡しします。
入居	入居開始日（３月１日）から15日以内にご入居ください。

（注）入居許可日から30日以内に、住民票を提出していただきます。

㈱東急コミュニティー
世田谷区営住宅等窓口センター

〒158-0097 世田谷区用賀 4-13-3
ハイマートピア用賀２階
電話 03（6805）6523

ホームページアドレス：
http://setagayakueijutaku.jp

R70 古紙配合率70%再生紙を使用しています